

森林・林業再生プランの進行管理(森林計画関係)

項目

これまでの取組状況及び課題

今後の対応方針

1 森林計画

(1)国

○森林・林業基本計画及び全国森林計画について分かりやすいものとなるよう構成等の見直し

○ 平成23年4月に森林法改正法を公布

○ 平成23年7月に森林・林業基本計画と全国森林計画を一体的策定

・森林・林業政策のビジョン、森林の整備・保全の実現のための伐採や更新に関するルール・ガイドラインを分かり易く提示 【参考資料1】

○ 平成24年4月に森林法改正法を施行

○ 森林・林業再生プランの実現に向けた政策の着実な推進

・森林・林業再生プラン実行プログラム(工程表)に沿った取組についてPDCAにより検証・改善

(2)都道府県

○地域森林計画について地域ごとに特徴を持ったものとなるよう記載内容の見直し

○ 平成23年12月末に変更・樹立を完了

・地域の特性を踏まえた森林の区域(ゾーニング)の設定や伐採等の施業方法の考え方を提示
・天然更新を含め更新に関する考え方を明確化
・同意協議の見直し(伐採、造林、保安林に限定)
【参考資料1,2】

○ 平成23年度予算において、地域森林計画編成事業費補助金の拡充により、森林GISの充実、計画変更・樹立への支援

○ 地域において新たな計画に基づく適切な森林の整備・保全を推進

(3)市町村

○市町村森林整備計画の地域の森林のマスタープラン化
○森林施業上の規範の提示
○地域の意見を反映した森林の区分

○ 3月末までに変更・樹立を完了すべく準備中

・地域の森林の諸機能等を踏まえた森林の区域(ゾーニング)や伐採等の施業方法を設定
・天然更新を含め更新に関する基準を設定
・森林の区分や路網計画を分かりやすく図示
・准フォレスター等のサポート 【参考資料1,2】

○ 平成23年度予算において、市町村森林情報緊急整備事業の創設により、市町村への森林GISの導入、計画変更・樹立への支援

○ 3月末に計画の変更・樹立を完了

○ 准フォレスター等のサポートを受けつつ、新たな計画に基づき市町村が主体的に地域の適切な森林施業等を誘導

森林・林業再生プランの進行管理(森林計画関係)

項目

これまでの取組状況及び課題

今後の対応方針

1 森林計画

(4)森林所有者等

- 森林の有する多面的機能の持続的発揮に資する森林経営計画制度の創設
- まとまりをもった施業を実施しうる体制の構築

- 4月から森林経営計画制度を円滑に開始すべく準備【参考資料3】

- ・地域の意見をよく聞き、現場実態を踏まえた制度となるよう具体的な運用について検討
(昨年はほぼ2ヶ月おきに都道府県担当者との意見交換を実施。今年1月もヒアリングを実施)
【参考資料4,5,6】

- 森林経営計画の作成を通じた受委託の促進

- ・森林所有者以外の森林経営計画の作成主体を、森林経営の受託者に限定し、自ら森林の経営を行う者が作成する計画に転換
- ・マニュアル・受委託契約のひな形の作成・配布
- ・森林組合・林業事業体に対する森林情報の供について都道府県等に助言

→ 意欲が低い森林所有者、森林情報の不備により合意形成が進まない

→ 多くの地域では計画作成に取り組んでいるが、体質が脆弱な森林組合しかない地域も存在

- 4月から森林施業計画から森林経営計画への円滑な移行

- ・平成24年度税制改正において、森林施業計画に適用されていた森林計画特別控除等の税制特例を森林経営計画にも適用
- ・平成24年度予算案において、森林経営計画等に基づく搬出間伐等の森林整備と集約化施業に必要な活動に対する支援を実施する森林管理・環境保全直接支払制度を計上

- 森林経営計画の作成に必要な条件整備

- ・森林組合・林業事業体に対する森林情報の提供の更なる推進
- ・市町村の長による受委託のあっせんの実施
- ・境界明確化の推進
- ・林業事業体の体質強化対策との連携

【参考資料7】

2 適切な森林施業

(1)伐採・更新ルールの見直し・徹底

- 無秩序な伐採や造林未済地の発生を防止するため、植栽の命令を発せられる仕組み等の導入

- 適正な伐採及び伐採後の造林を確保するための諸制度の見直し

- ・無届伐採を行った者に対する伐採の中止や造林の命令の新設【参考資料8】
- ・天然更新の完了の判断に必要な事項を整理し、天然更新を行う際の天然更新完了基準の見直しを実施【参考資料9】

- 4月から伐採中止命令・造林命令を導入・適切な運用を実施

- 天然更新完了基準を活用し、一定期間が経過後更新が図られない箇所における天然更新補助作業又は植栽を指導、勧告、命令

森林・林業再生プランの進行管理(森林計画関係)

項目

これまでの取組状況及び課題

今後の対応方針

2 適切な森林施業

(2)要間伐森林制度の見直し

- 適切な森林施業の確保のための委託の推進
- 早急に間伐すべき森林の施業の確保

○ 意欲ある者による施業代行の促進

要間伐森林について、森林所有者への通知を行うこととするほか、所有者が不明の場合も含め、施業代行者による間伐を行いやすくする仕組み等の導入に向けた運用の見直し【参考資料10,11】

- 4月から新たな要間伐森林制度を開始・適切な運用を実施
- 平成24年度予算案において、森林管理・環境保全直接支払制度を拡充し、要間伐森林の施業代行者を対象に追加

(3)施業集約化に取り組む者を対象とする助成制度

- 森林経営計画の作成者に直接助成する仕組みの創設

○ 平成23年度予算において森林管理・環境保全直接支払制度を創設

計画の認定森林所有者等に限定し、集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ必要な経費を直接支払う森林管理・環境保全直接支払制度を創設

- 平成24年度予算案において、森林管理・環境保全直接支払制度について、森林経営計画の認定を受けた者を対象とするよう見直し

(4)里山等の計画的な利用

- 広葉樹林の適切な整備の推進

○ 天然林も含め計画的な森林施業・保護の推進

森林経営計画について、施業を行う人工林だけではなく天然林も対象森林となるよう制度設計するとともに、森林の保護を計画事項とし、里山等も含めた適切な森林の整備・保全を実施

- 4月から森林経営計画制度を開始・適切な運用を実施

(5)森林情報の精度向上

- 森林計画の策定や施業集約化の推進に不可欠な森林情報の精度の向上

○ 森林の土地の所有者の届出義務の新設

4月からの円滑な開始に向け広範に周知を展開【参考資料12】

○ 森林所有者情報の共有の推進

他の行政が保有する森林所有者情報の利用が可能となり、都道府県・市町村が森林所有者情報を把握し、森林簿等の情報を円滑に更新する仕組みを構築【参考資料13】

- 4月から新たな届出制度を開始・適切な運用を実施
- 平成24年度予算案において、届出制度等により得られた所有者情報の整備、市町村森林整備計画の作成に必要な情報の整備を支援する、市町村森林所有者情報整備事業を新たに計上